

意見陳述要旨

参考人 高橋亮平
特定非営利活動法人Rights代表理事
中央大学商学部特任准教授

1. 改正案と確認書の位置づけ

今般の改正案では現行法附則3条の「この法律が施行されるまでの間」が「この法律の施行後速やかに」と改められた。現行法制定後7年近くが経過しながら法制上の措置が講じられず、改正案で新たな期限を定めなかったことは極めて残念である。

8党は確認書で「選挙権年齢については、改正法施行後2年以内に18歳に引き下げることを目指し、各党間でプロジェクトチームを設置する」と合意したが、改正案の提案理由説明は「改めて『改正法の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする』旨の検討条項を、改正法附則に規定」としか述べていない。

今般の改正案が確認書を交わした政党の議員によって提出されたことから、改正案と確認書は一体として投票権・選挙権年齢の2年以内の引き下げを約束したものと位置づけられる。

2. 投票権・選挙権年齢引き下げの背景

(1) 18歳選挙権は国際標準

すでに世界で80%以上、G8では日本以外、OECD34か国では日本と韓国以外すべての国が18歳と国際標準になっている。

(2) 欧州における18歳から16歳への引き下げ

さらに欧州各国では下記のように16歳選挙権にむけた動きが広がっている。

オーストリア：国政・地方選挙で選挙権年齢を16歳に引き下げ。

ドイツ、スイス、ノルウェー：特定の州・市町村選挙で選挙権年齢を16歳に引き下げ。

英国、スウェーデン、デンマーク：選挙権年齢の16歳への引き下げを議論。

16・17歳に選挙権が保障されるドイツ、オーストリア、ノルウェーでは、16・17歳の投票率が18・19歳のそれを、10代の投票率が20代前半のそれを上回る傾向が見られる。たとえば2011年のドイツ・ブレーメン州議会選挙では16～20歳の投票率が48.6%で、21～25歳の39.8%を大幅に上回っている。

<参考>小串聡彦「欧州における選挙権18歳から16歳への引き下げ」RightsニュースNo.28

<http://www.rights.or.jp/archives/news/news140301.pdf>

(3) 成長戦略としての若者の参加

成長戦略としてダイバーシティ（多様性）が必要だとして、女性や若者の力の活用が政策課題になっているが、経済だけでなく政治における若者の活用が求められる。

私は有識者と共同で、市町村議会などの選挙について選挙権・被選挙権年齢を市町村が独自に設定できるとの「若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区」を提案し、国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングでも高い評価を得た。

18歳選挙権は、世代間格差を是正し、少子高齢社会の担い手として若者が参加する仕組みを整える一環として位置づけることが重要である。

<参考> 国家戦略特区「若者の政治参加を通じた地域活性化に係る特区提案」（2013年9月）

万年野党（政策監視会議） 田原総一郎、磯山友幸、高橋亮平

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/13-mannenyato.pdf

3. 投票権・選挙権年齢と成年年齢の関係

改正案は「投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案」する旨を追加した。私たちは現行法制定の際にも「公職選挙法上の投票年齢<略>、それと国民投票法案の投票権年齢が一致することは望ましいかと存じます。しかし、<略>民法には民法の、少年法には少年法の立法目的がございます。それゆえ、私たちは、投票年齢と、民法、少年法といった他の法令の成年年齢が必ずしも一致する必要はないというふうに考えてございます。」と意見陳述している。

私たちは改めて、投票行為をともなう投票権年齢と選挙権年齢はすみやかに引き下げ、民法の成年年齢は選挙権年齢引き下げ後に期限を定めて引き下げるよう求める。

2014年4月22日

関係各位

特定非営利活動法人Rights
代表理事 高橋 亮平
<http://www.rights.or.jp/>

国民投票法改正にともなう 18歳選挙権の取り扱いに関する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。私たちは、2007年の衆議院特別委員会で日本国憲法の改正手続に関する法律（以下、国民投票法）案について理事が公述人として意見陳述したのにつづき、本日の衆議院憲法審査会で国民投票法改正案について代表理事が参考人として意見陳述しました。

これらを踏まえて、私たちはとくに法改正後に設置される予定の各党間プロジェクトチームについて下記の3点を要望いたします。

—記—

1. 8党は確認書で「改正法施行後2年以内に18歳に引き下げる」としているが、2年後の2016年は参議院議員通常選挙が予定されている。

私たちは選挙実務などを考慮すると2015年中の法改正が必要と考えるが、公職選挙法改正案の提出期限など検討スケジュールを明確にしていきたい。

2. 今後は憲法審査会委員以外の国会議員で議論される可能性が高いため、国民投票法の制定や改正をめぐる議論の蓄積を踏まえた検討となるよう、担当議員の選定などに留意いただきたい。

3. プロジェクトチームおよび各党の検討機関で、必要に応じて私たちを含む民間有識者から意見聴取いただきたい。